

令和3年度における宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況

資料7

改正 新設 廃止 等の別	件名・適用対象業種の範囲	意向表明 年月日	意向表明者 (団体名を含む)	適用事業所数 適用労働者数 (R2.12.1現在)
改正	<p><b>宮城県鉄鋼業最低賃金</b> 鉄鋼業（高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）</p>	令和3年 3月9日	基幹労連宮城県本部 委員長 青田 浩一	16 1,780
	<p><b>宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</p>		電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 斉  JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴	276 15,623
	<p><b>宮城県自動車小売業最低賃金</b> 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</p>		自動車総連 宮城地方協議会 議長 伊藤 貢	957 8,320